

『早期経営改善計画策定支援』 実務研修会



平成29年9月7日（木）14:00～17:00
於：ホテルポストンプラザ草津 6F

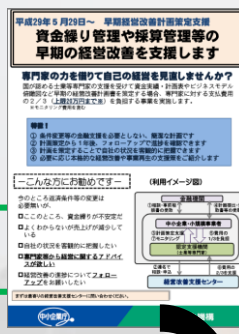
～ 早期経営改善計画策定支援とは？ ～



税理士法人京都経営ネットワーク
村田 裕人 先生

従前の405事業は金融支援を必要とするものでした。
しかし、**早期経営改善計画においては金融支援を必要としません。**
全ての中小企業の健康診断として気軽に利用できます。
再生案件（重い病気）になる前に自社の健康状態を把握することが狙いです。

早期経営改善計画策定支援（プレ405）
→ **経営改善計画策定支援事業（405事業）**
→ **事業再生計画**
企業の状態によって策定する計画も変わります！



～ 早期経営改善計画策定支援のポイントと実践事例 ～

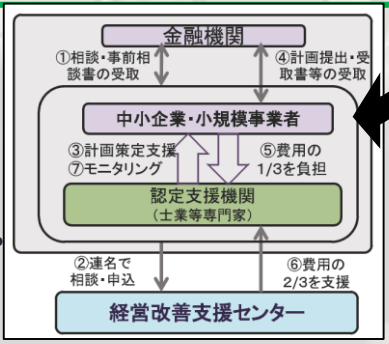


【作成のポイント】

1. 対象は**“全関与先！”**。
（創業間もない企業・赤字企業・経営者との接点が高い企業などは対象として上げやすいと思います。）
2. 経営改善計画策定支援事業と違い、**金融支援は“不要”**です。（無借金経営でも利用できる）
3. 提出書類は継続MAS等、**TKCシステムで対応可能**です。

【実践事例】

1. 自社の現状分析
「B/S、P/L、C/F」を最低3期分、場合によっては10期分並べてみます。BASTも活用します。
2. 財務目標の作成（資金実績・計画表と損益計画）
1. で確認した状況をもとに目標数値に落とし込んでいきます。
同業種の黒字企業を目安にすると良いかと思います。
3. アクションプランの作成（上記の目標の具体化）
目標値に向けた具体的な活動プランを立てる。
（「売上を上げる」など**漠然とさせない**）
4. 『早期経営改善計画』の提出
「**資金実績・計画表**」「**損益計画**」「**俯瞰図**」「**アクションプラン**」を提出します。
5. モニタリングを行う（1年後）
立てた計画との差異を会計事務所が確認します。
新たな課題を見つけて計画を立てるサイクルを確立しましょう！



	従来の経営改善計画	平成29年5月開始の早期経営改善計画
計画書の内容	計画3表（PL、BS、CF） 計画期間は5年程度	PL計画のみでも可 計画期間は1年～5年で任意
金融支援	リスク、新規融資などが必須	金融支援不要
同意確認	すべての取引金融機関へ計画を提出 すべての金融機関から同意書を取得	メインバンクのみに計画を提出 メインバンクからの受取書を取得（同意書は不要）
モニタリング	1～12か月毎に3年間 （半年～1年毎に行うケースが多い）	1年後に1回のみ
補助金	最大200万円	最大20万円

『村田先生からのヒトコト』

私たちは税務・会計の専門家としてのアドバイスはできますが、それぞれの業種の専門家ではないですね。
結論を出すのは社長です。社長はその事業・業種の専門家ですし頭の中に答えを持っています。**早期経営改善計画策定支援はその答えを導き出してあげる、頭の中を整理してあげるきっかけになります。積極的に取り組んでいきましょう！**